

議会基本条例策定代表者会議

○平成27年4月9日（木曜日）

場 所 第一会議室

出席議員 15名

座 長 森戸洋子議員
副座長 宮下誠議員
中山克己議員
鈴木成夫議員
片山薫議員
渡辺ふき子議員
斎藤康夫議員
水上洋志議員
板倉真也議員

湯沢綾子議員
白井亨議員
林倫子議員
小林正樹議員
百瀬和浩議員
五十嵐京子議員

欠席議員 0名

事務局職員出席者

議会事務局長 加藤明彦
庶務調査係長 清水伸悟

議会事務局次長 小林大治
庶務調査係 前坂悟史

午前10時06分開会

○森戸座長 おはようございます。小金井市議会基本条例策定代表者会議を開催いたします。

お手元に次第がございますので、ご覧いただければと思います。

一つは、前回の議会基本条例策定代表者会議、第29回、今回は30回ですね、すごいですね。29回目の議会基本条例策定代表者会議のときに協議をいたしました。会派の届出の在り方について、どれを選択するかということでありました。これは、持ち帰っていただくということになっているんですが、それぞれ、意見を表明していただければと思いますけれども。

○小林議員 公明党、小林です。私たちは案3ということで、関連するところは精査していただければということで、お願いします。

○森戸座長 共産党。

○水上議員 共産党も案3ですね。

○森戸座長 民主党。

○鈴木議員 案3でお願いします。

○森戸座長 生活者ネットワーク。

○林議員 案3でお願いします。

○森戸座長 リベラル保守の会。

○百瀬議員 案3でお願いします。

○森戸座長 改革連合。

○五十嵐議員 同じく案3でお願いします。

○森戸座長 市民自治。

○片山議員 案3が正副座長の提案だったですよね。

○森戸座長 そうですね。

○片山議員 案3でお願いします。

○森戸座長 こがねい市民会議。

○斎藤議員 私どもも案3です。

○森戸座長 小金井をおもしろくする会。

○白井議員 私も案3です。

○森戸座長 自民党。

○湯沢議員 失礼しました。私どもも案3で結構です。

○森戸座長 それでは、案3で確定していいでしょうか。

議会基本条例に制定する政策集団としての会派のみ届け出る方向です。別途、小金井市議会会派設置要綱を制定し、小金井市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の第2条の会派の届出を削除するというところでよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 それでは、事務局、いいですか。それでお願いしたいと思います。

続きまして、1班から確定していただいた条文の整理についてであります。お手元に、議会基本条例の第14条、第15条、第19条から第25条の新旧対照表がありますので。

○清水庶務調査係長 お配りした議会基本条例第14条、第15条、第19条から第25条の正副座長案の新旧対照表について説明させていただきます。

先日、正副座長と1班の班長で打合せをさせていただいて、今まで代表者会議で決定した内容を、更に正副座長で修正したものです。

第14条につきましては、特に修正事項はなしということですね。

第15条、全員協議会についても、特に変更事項はありません。

そして、第5章のタイトルにつきましては、「・」というところを「及び」に修正しています。

第19条、議会事務局のところなんですけれども、第2項の「議会の政策立案・政策提言活動、調査活動等」というのを、「議会の政策立案、政策提言、調査活動等」というふうに修正しています。これは、「・」というのを語句の修正、それと活動というのを削除しているものです。

続きまして、第20条の議会図書室についてです。こちらの第1項の「及び政策立案」を削除しているんですけれども、こちらは、地方自治法第100

条第19項の議会の図書室の設置等の規定に合わせる形で「及び政策立案」というのを削除させていただいています。

それと、第6章のタイトルを、「議員の定数・報酬等」というのを「議員の定数及び報酬」というふうに修正させていただいております。

続きまして、ページをめくっていただいて、第21条の議員定数についてです。これは、第1項の1行目、「本条例」というのを「この条例」というふうに語句の修正をさせていただいています。第21条については以上で、続きまして、第22条、議員報酬については、第2項の「議員報酬の額の改定」というのを、「改定」という部分を「改正」に修正させていただいております。

続きまして、第7章のタイトルを、「本条例に関する自己研さん・研修・検証」というのを、「条例に関する研修及び検証」と、「本条例」の「本」というところを削除させていただいて、あと、「自己研さん」という部分を、後の条文に自己研さんという部分がなかったので、削除させていただいております。

次に、第23条のタイトルも、「本条例」の「本」を削除させていただいております。

条文の中身的には、特に修正はありません。

続きまして、第24条も、特に条文の修正はなく、第8章の「委任」というのを追加させていただいているんですけれども、第7章のタイトル、「条例に関する研修及び検証」という部分に、第25条の「委任」が当てはまらないので、第8章、委任というのを追加させていただいております。

以上が、今回新たに示させていただいた正副座長案になっています。

○森戸座長 ありがとうございます。

ということで、第1班から受けたもので、正副座長と事務局で更に精査をいたしました。第14条、第15条は、1班の皆さんからののはなかったんですよ。したがって、もしなければ、これで確定さ

せたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 よろしいですか。では、第14条、第15条は確定いたします。

次に、第5章ですが、「政策立案に関する調査・研修」を「及び」に変えるというのは、整合性を図るという意味でよろしいですね。

次に、第19条第2項ですが、「議会の政策立案・政策提言活動」とあるのを、「政策提言、調査活動等」ということでよろしいでしょうか。語句の整備ですね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 続きまして、第20条の議会図書室です。これは、政策立案を盛り込んでいたんですが、地方自治法の方に合わせたということで、ご確認いただいてよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 では、第20条は確認ということでよろしいでしょうか。

次に、第6章、「議員の定数・報酬等」というのを、「議員の定数及び報酬」に変更するということがよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 続きまして、第21条、「本条例」というのを「この条例」に変えさせていただきたいと思いますが、語句の整備ですね。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 それでは、第21条全体、一致したということでよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 次に、議員報酬です。これは、第2項、「改定」とあるんですが、一般的には「改正」と条文用語で言いますので、「改正」ということで用語の整備をさせていただきたいと思いますが、よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 では、第22条全体、確認していいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 次に、第7章です。自己研さんということがなくなっているので、何をもって自己研さんと言うのかというのがありますので、これを削除しました。あと、「本条例」の「本」を取って、「・」を「及び」に直すと。名称は、題名はこれでよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 では、確認いたしました。

第23条の題名も「本」を取って「条例の研修」という用語の整備でよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 では、確認してよろしいですか。

次に、条例の検証等です。これはないですね。全体、確認してよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 次に、第8章、委任という題名を入れるということでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 では、第25条も確認してよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 ありがとうございます。

あと、附則、施行期日は、この条例は別に規則で定める日から施行すると。それから、経過措置として、「この条例の施行の際、小金井市議会の委員会条例、会議規則等による手続その他の行為は、この条例の相当規定によってしたものとみなす」と。これは、この意味でいいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 では、施行期日と経過措置も、確認してよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 以上で条文は終了いたします。

○小林議員 この後もしご説明があるとしたら申

し訳ないんですけれども、今の確認で、その条例部分は確定になって、結局、1班の作業の作業シートの中で、ほかの文言との整合性とか調査して、その解決策とかということがまとまっています。あと、確認で残っているのは逐条のところだけだと思うんですけれども、例えば、第19条のところには、ハンドブックの77ページに政務調査費という表現が残っているので、それを活動費に直した方がいいと課題提起されているんですけれども、こういうことというのは、どこかでトゥ・ドゥリストみたいな形で、別資料で残っているということで、何か、この確認で、逐条以外はびゅっと流れてしまうと、その調査の結果がもったいないなと思うんですけれども、どうでしょうか。

○森戸座長 そうですね。1班から、用語の整備とか幾つか問題提起していただいているのがあるので、それはそれで別途行うことになると思います。

それから、2班の方からは、ハンドブックの申合せ事項で、要綱にするものを、何をするかということも結論を頂いています。そういうものを、ちょっと、もう少し併せて精査をしていって、どこかで提案するということになりますので、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 そうしますと、条文は終わりましたね。あと、災害問題と政策検討会、これが残っております。若干、お時間をいただきたいと思えます。なお、政策検討会に要する経費について、メモを提出させていただいていますので、ちょっと、事務局の方から説明をしていただいているので、

○清水庶務調査係長 前回の代表者会議で、政策検討会で使う経費について、ちょっと話合いがありまして、それを、政策検討会で使うお金は議会費として使うのか、政務活動費で使うものと、その区別を、それについて話合いがあったので、今

回、資料を示させていただきました。主に、政策検討会の運営に係る経費については議会費として支出させていただければと思います。その左側の議会費にある市民説明会における手話通訳者の経費、あと、保育士謝礼、あと、政策検討会の配付資料や市民説明会の配付資料、パブリックコメントの資料、回答用紙等のコピー代、あと、政策検討会の会議録作成に係る経費等は議会費として支出できるものと考えまして、あと、政務活動費として支出させていただきたいと思うものは、例えば、今回の議会基本条例の策定代表者会議で言う作業部会で使用する資料の作成費、コピー代だったり、あと、会派の議員の方たちが購入する参考資料等の資料購入費については政務活動費として支出していただければと思います。

あと、一番下に「※」で書いてありますが、例えば、政策検討会で研修会等を行うときの講師謝礼などは、その開催する時期によって、予算を組んでいるかないかも含めて、その政策検討会で協議していただいて、議会費として支出するのか、または政務活動費として支出するのか決めていただければと思います。

○森戸座長 一応、正副座長としてはこういう分け方をしておいた方がいいのかなということで、提案いたします。

ほとんどは公費負担かなと思うんですが、研修会とか行うときに、若干、どちらでやるかはその時々で決まるので、政策検討会で協議して決めるわけですが、例えば、議会費を使うときは、政策検討会で協議して決めて、それで終わりということにはならないと思うので、議会運営委員会なり会派代表者会議なりで確認をとって議会費に盛り込んでもらうという形になると思うんですね。

ちょっと休憩します。

午前10時26分休憩

午前10時31分開議

○森戸座長 再開いたします。

作業部会の研修会などで、市民と協働して開催する研修会などもありますので、その点での会計の整理などは、また別途、行うこともあるということは確認させていただきたいと思います。

○板倉議員 配付されている、政策検討会に要する経費について（メモ）で、この整理でどうなのかというところを、幾つか考えています。

一つは、政務活動費で扱うものとして、コピー代と資料購入費の二つがあります。資料購入費については、会派が購入するとなっていますので、この整理でいいと思いますけれども、コピー代について、この内容を読みますと、政策検討会の下部組織（例）作業部会の資料作成費となっています。この作業部会を一つの例として挙げていますが、下部組織という位置付けにすると、会派が行う取組については政務活動費を充てるというのが一般的ですので、この下部組織という位置付けにした場合に、政務活動費で対応するというのはどうなのかという疑問を持っています。

それと、一番下の「※」で、政策検討会で行う研修会等の講師謝礼などは、議会費又は政務活動費で支出するか政策検討会で協議して決めるとなっていますが、枕詞が、政策検討会で行うとなっています。政策検討会は、議会基本条例案の第17条で明記されている、公といいますか、公式の組織になりますから、そこで行う場合には、議会費で扱うのが正当ではないかと直感的に考えています。あくまでも個人的な意見ですけれども、そのように思います。

○斎藤議員 申し訳ありません。今の板倉議員のご意見に対して、真っ向から反対という意味ではないんですけれども、これでいくと、政策検討会、その会の中でいろいろ配付するものというのは、明確なもので、もう資料として確定したものを必要部数コピーする、これは議会事務局がやるということだと思うんですけれども、その政策検討会

の、その前の下部組織、作業部会でやっていることというのは、個人の研究と、それから、かなりあやふやなところがあると思うんです。個人で持ち寄りとか、そういったところで、線をきちり引けないところが多分出てきて、逆に、それを全て議会費でやるということになると、余計、私は窮屈な、動きづらい形になってしまうと思うので、私はそこでいいと思っています。

それから、研修会の講師謝礼に関しても、同じように、先ほど、議会費で言うと、もう金額も決まっているわけです。ですから、例えば、その別のことで講習会を使ってしまっていて予算がないときに、こういった形の取り決めがないと、政務活動費を使って講師を呼ぶということもできるという規定になっているんだ、取り決めになっているんだと、私はそのように受けていまして、規則できっちり決めるということと、目的のために自由にできること、それは両面で考えていった方がいいかと思っています、このメモについては、これで私はいいのではないかなと思っています。

○森戸座長 前回、3月27日付けの政策検討会の運用というのがありますよね。この第4項目で、正式な議会で位置付けられ、会の庶務は議会事務局で行うということで、庶務で行っていただくことの範囲が規定されているわけでありまして。

併せて、第5項のところ、調査研究活動に係る、ここはちょっと文言を変えることになるんですかね。そういうことですかね。政務活動費で支出するということになっているわけですが、庶務が関わる範囲の部分と、関わらない部分との区分けをし、その庶務が関わらない部分のところについては政務活動費ということになっていくということだと思えますね。その区分けがあると。

面倒は面倒なんですけど、例えば、5会派なら5会派で割ってお金を出し合うという、そういうことになるんですが、あとは、斎藤議員がおっし

やったとおりで、議会費だけで賄えるかどうかというのは、なかなか見通しがつかないので、政務活動費でも活用できると、それぞれの全会派で割ってお金を出し合うということもあり得る話かなということですよ。

手続は面倒ですよ。領収書はそれぞれの会派ごとに先生からもらわなければいけないので、一応、そういう領収書を作って、先生の印と署名をもらうという大変さはあります。でも、実際にそういうことをやっていますからね。

いかがでしょうか。板倉議員としては、資料購入費以外、全てこれは公費でみるべきだということでしょうか。

○板倉議員 まず、政務活動費の方に振り分けられているコピー代について、下部組織という位置付けで、一応、明記されていますよね。例としては作業部会も挙げられているわけですが、一つは、下部組織という位置付けをするのかどうかですね。そう位置付けるとなると、政務活動費という扱いもどうなのかという疑問が浮いてしまうというイメージがあるんですね。

それと、「※」の方、政策検討会で行うとなると、条例に明記された部分になってきて、公費で行うべきではないかという判断に立つと。

斎藤議員が言われることもよく分かるんです。予算の範囲が決まっていて、いろいろな庁内の規定がある。それに従って、例えば、講師謝礼なども、その範囲の講師になっていかざるを得ないということがあるので、それをはみ出る部分についてどう扱うかというのは分かりますから、その点については理解できますが、そうすると、別に規則か何かでうたっていないと難しい部分があるかなと思っていて、そこら辺の整理が、私も判断がつかねるところがあるというのが現状のところですよ。

○森戸座長 皆さん、いかがでしょうか。

だから、政策検討会が行う研修会等の講師謝礼

は、もちろん、政務活動費の活用できる範囲も、そういうところを含めていただくということになりますし、ということですよ。規則とおっしゃっている意味がちょっとよく分からないんですけども、これまでも共同で学習会を開いたりしているわけですから、そういうこともあるということだと思えますね。あまり縛らない方がいいんじゃないかと。

○板倉議員 政策検討会という場合は、条例で、第17条で登場する組織なんですね。政務活動費というのは、会派が行う、あるいは会派が共同ということになってくるわけです。私が言っているのは、政策検討会というのは、会派が行う、あるいは会派が共同で行うものではないので、その違いで、ちょっとどうなのかという感覚なんです。ただ、コピー代については、下部組織という位置付けにしてしまうと、政務活動費という扱いではどうなのかという思いがあるんですね。その表現の仕方もいろいろあって、悩むところだということなんです。

○森戸座長 板倉議員は、講師謝礼とかいうのを柔軟に対応して使えるようにすることについては、いかがですか。

○板倉議員 だから、政策検討会で行うという言い方になると、どうなのかという思いがあるんですね。

○森戸座長 だから、それでも柔軟に活用できるようにしようという提案なんです。

○宮下議員 多分、板倉議員が言いたいのは、説明が明確にできるようになっていけばいいんじゃないかと思うんです。説明ができればいい。だから、そこで規則なら規則で、それなりの表記をうたっておけば説明できるじゃないかと。（「何の規則」と呼ぶ者あり）分からないですけれども、例えば、政策検討会というのは、ベースが全会一致なんです。だから、全会一致ということは、会派の全部の意向をくんで入っているということ

になっているので、そういう理屈付けからすると、例えば、コピー代と言うと、政策検討会の下部組織イコール全会一致で成立している全会派の思いが集結している政策検討会であり、その下部組織ということは、全会派の意向が全部集結している、そういうものの組織の下部組織だということまで理屈付をして、政務活動費というような使い方もできるとか、要は、そういう何か理屈を作っておけば、それなりに説明できるのではないかと思うんですけども。

要は、そういうことの整理をしておけばいい話なんじゃないかなと思うんです。多分、思いは一緒ではないかなと思うんです。

○森戸座長 ちょっと休憩します。

午前10時43分休憩

午前11時開議

○森戸座長 再開いたします。

それで、今、皆さんから休憩中にいろいろなご意見をいただきまして、その政策検討会で議会費、また政務活動費が柔軟に使えるようにしていくと。これだけしか使えないというふうにすると、非常に機動力が悪くなるということもありますので、例えば、至急、学習会を開かなければいけないけれども、予算を計上するには時間がかかるといった場合に、この政務活動費で各会派がお金を出し合って学習会をやるということも考えられますので、そういうことも含めて、政務活動費も活用できるようにしていくということだと思います。

今、ご意見をいただきましたことを踏まえて、また、更に、正副座長と事務局で精査をしていきたいと思っています。

私たちも、完全なものを出しておりませんので、皆さんのご意見の中で更に深めていくということになりますので、是非、ご意見があれば積極的に出していただければいいということでございますので、よろしく願いいたします。

そうしますと、1班の皆さんにご議論いただいて、全体、この議会基本条例策定代表者会議でも確定しております第3条なんですけど、第3条の第4号です。一つは、2班の方々に申合せ事項と要綱の区分けをしていただいております、ちょっと精査する時間が足りなくて精査できておりません。大変申し訳ないんですが、できましたら、またお示ししたいと思いますが、条文についてはなんですが、会議規則及び要綱に基づいてというふうに結論はなったんですね。ただ、申合せについても公開しているということからすると、ここが要綱でいいのかということがありまして、「申合せ等」という言葉に変えた方がいいか、それとも「要綱等」に変えるか、これはどちらにしたら。ちょっと休憩します。

午前11時03分休憩

午前11時12分開議

○森戸座長 再開いたします。

休憩中に副座長からの思いをいただきまして、大変よく分かりました。ありがとうございます。

それで、基本的に2班の方々に整理をしていただいております、ほぼ申合せが残る形になるということからすると、しかも、情報公開条例の中ではもう公開している、申合せについてお知らせしているということからすると、何らかの形で、この議会基本条例の中に盛り込む必要があるということだと思います。

その点で、正副座長では、「等」を入れるということかなと思ってございまして、申合せは逐条解説で、こういうのがあるということを紹介することがいいのかなと思いますが、今日、突然の提起なので、各会派でご検討いただければと思います。よろしいでしょうか。

ちょっと休憩します。

午前11時14分休憩

午前11時34分開議

○森戸座長 再開いたします。

今、休憩中に皆さんからいろいろご意見をいただきました。1班は入れる、残すということであるということでもありますので、今、皆さんからいただいた意見を踏まえ、正副座長としては盛り込む方向で検討するということにしたいと思っておりますので、これは持ち帰らなくてもいいですか。いいですよ、皆さんは。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 皆さんはいいということなので。正副座長が持ち帰って、きちんと整理して提案できるようにしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 では、そのようにしたいと思います。

あとは、条文で検討することとしては以上ですか。

ちょっと休憩します。

午前11時35分休憩

午前11時43分開議

○森戸座長 再開いたします。

大体、めどはついてきまして、次回、第11条、第12条、第17条を行い、逐条解説にも入れるように、正副座長としても努力をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

本日は、これもちまして、議会基本条例策定代表者会議を終了いたします。

午前11時44分閉会